

第五十九回
帝國議會
貴族院

刑事補償法案特別委員會議事速記錄第五號

昭和六年三月十九日(木曜日)午後三時一分開會

○副委員長(鶴澤總明君) 僭越デアリマス

ガ、委員長御病氣ノ爲ニ私ガ此席ヲ汚シマス、是ヨリ刑事補償法案委員會ヲ開キマス、本案ニ付キマシテハマダ御質問ノ御方モ御アリノコトト考ヘマスルガ、今期モ非常ニ切迫ヲ致シテ居リマスルシ、案ノ大要ニ付テノ質問ハ濟ンデ居リマス、是カラ各條ノ質問ト云フ順序ト思ヒマスルガ、大體條文ノ規定ハ御一讀ヲ願ヒマスル程度デ明瞭イタシテ居ルト考ヘマス、是ニテ質問ヲ全部終了ト致シテ御異議ハゴザイマスマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副委員長(鶴澤總明君) ソレデハ本案ノ

質疑ハ是デ終了イタシマシタ

○子爵秋月種英君 私ハ本案ニ付キマシテ

今日マデ幾多ノ質問應答ヲ拜聽イタシテ居リマシタ、且又私モ質問ヲ致サント思フテ居リマシタ、其點モ委員各位ノ御質問ニ於テ了解ヲ致シマシタ次第デゴザイマス、併ナガラ本案ニ付キマシテハ多少マダ幾多ノ不備ノ點モ多イ、且又政府ニ於カレマシテモ

第四部第八類

刑事補償法案特別委員會議事速記錄第五號

昭和六年三月十九日

本案ニ付テハ將來委員會ニ於キマシテ論點ノアリマシタ點ニ付キマシテハ十分御考慮ヲ願ヒマシテ、將來ニ於テ是ガ補正ヲ爲サルト云フ希望ヲ致シマシテ本案ノ通過ヲ希望スル次第デゴザイマス、ソレニ付キマシテ私ノ私案トシテ作りマシタ希望條件ヲ御參考マデニ申上ゲタイト存ジマス、ソレハ極メテ簡單デゴザイマスケレドモ、其趣旨ハ是デ明カニナッテ居ルト思フテ居リマス、ソレヲマア讀ンデ見マス、本法案ハ頗ル時宜ニ適シタルモノト雖モ其規定スル所不備ノ點多シ政府ハ宜シク將來是レガ補正ノ途ヲ講セラレンコトヲ望ム、斯様ナ意味ノ希望條件ヲ附ケマシテ、本案ハ此委員會ニ於テハ可決ナランコトヲ希望イタシマス、ドウカ委員諸君ニ於カレマシテモ御賛成ヲ願ヒマス

○山田萬之助君 私ハ秋月子爵ト同様本案

ノ成立ヲ希望スル一人デアリマス、何分新シキ試ミデアリマスルカラシテ、其規定スル所完壁ヲ期シテ居ラナイコトモ勿論ノコトデゴザイマス、併シ此法案ガ一度法律トナッテ實施セラレマスル曉ニハ、刑事事務ニ關係ヲ致シマスル所ノ司法官ニ於テモ、刑

事訴追ノ上ニ於テ相當ナル效果ヲ爲スコトナリト考ヘラレルノデアリマス、司法大臣ニ於カレテモ、司法行政ノ上ニ於テ自然ニ

本案ノ精神ヲ十分ニ發揮イタシマスルヤウニ御考ヘニナルコトハ、私ノ申上ゲルマデ

モナイコトト考ヘル次第デアリマス、仍テ

此新シキ試ミデアリマスル本案ヲ、速ニ法律トシテ世ノ中ニ之ヲ行ヒ、以テ司法當局

ノ期待セラルル效果ヲ十分ニ擧ゲルコトヲ

希望シテ已マナイモノデアリマス、此意味

ニ於キマシテ秋月子爵ノ御提案ニ賛成ヲ致

ス次第デゴザイマス

○副委員長(鶴澤總明君) チョット委員外

ノ花井君ニ發言ヲ許シテ差支ヘアリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員外議員(花井卓藏君) 私ハ質問イタ

シタイ條項ガ數ゴザイマスガ、唯今秋月子爵ノ御意見中、「本案ハ不備ノ條項多シ」、此一事ガ添ヘテ議決セラレルト云フコトデアルノナラバ、無論質問ハ致サヌデモ宜シイ、不備ノ條項極メテ多シデアリマス、唯今山岡君ノ言ハレタ如ク最初ノ試ミデアリ、而シテ案自體ノ精神ハ固ヨリ悪クナイノデア

リマス、唯案ノ精神ヲ貫ク上ニ於テ如何ニ

モ不備ノ條項ガアルト云フコトダケハ、ド

ウモ明カニ致シテ置カナケレバナリマセ

ヌ、先般質問ヲ保留イタシテ置キマシタ

ガ、是ハ撤回イタシマシテ、秋月子爵ノ附

帶事項トシテノ前段ニ殊ニ私ハ重イ意味ノ

アルト云フ事柄ヲ政府當局ハ諒トセラレン

コトヲ切望イタシテ置キマス

○國務大臣(子爵渡邊千冬君) 此法律案ガ

此委員會ニ付託ニナリマシテカラ、私ハ毎回出席イタシテ、委員諸君ノ御考ヲ承ハルベキデアリマシタケレドモ、衆議院ニ於キマシテ各種ノ委員會ニ關係イタシテ居リマシテ、毎回出席イタスコトノ出來ナカッタノハ甚ダ遺憾ニ存ジマス、大體ノ御趣旨ハ速記錄ニ依ッテ拜見イタシテ居リマシタガ、又只今ハ此法ノ精神ニハ賛成デアル、併ナガラ試ミト云フコトハ、唯國家モ無辜ノ冤罪者ニ對シテ同情ヲ持ッテ、無關心デナイト云フコトヲ一般ニ分ラセルト云フコトガ主タル目的デ、兎ニ角此機會ニ於テ斯ウ云フ法律ヲ制定イタシタイト思フタノデアリマス、併ナガラ財政上ノ關係其他ニ於キマシテ、今回ノ提案ヲ以テ完全無缺ナリトハ私

共モ考ヘテ居ラナイノデアリマス、段々之ヲ施行シマシテ、其經驗ニ依ッテ得タルコト、又色々研究ヲ致シマシテ理論的ニモ尙ホ考慮スル點ガアリ、今後不備ノ點アリト考ヘマシタ時ニハ、政府ニ於キマシテ各種ノ狀況ニ鑑ミナケレバナラナイノデアリマスケレドモ、出來得ルダケ各位ノ御希望ニ副フヤウニ致シタイト考ヘル次第デアリマス、ドウゾ此案ノ實行出來マスルヤウニ可決アラムコトヲ切望イタス次第デアリマス

○副委員長(鶴澤總明君) 外ニ御意見ハゴ

ザイマセヌカ……ソレデハ本案ノ採決ヲ致シテ差支アリマセヌカ……本案ノ採決ヲ致シマス、原案ニ對シ只今秋月子爵カラノ附帶決議ガ出マシタ、之ニ贊成ガゴザイマス、原案竝ニ附帶決議通り決定シテ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副委員長(鶴澤總明君) ソレデハ其通り

ニ決定イタシマシタ、是デ散會イタシマス

午後三時十三分散會

出席者左ノ如シ

副委員長 鶴澤 總明君

委員

子爵池田 政時君

子爵秋月 種英君

男爵北大路實信君

山岡萬之助君

八木 春樹君

委員外議員 花井 卓藏君

國務大臣

司法大臣 子爵渡邊 千冬君

政府委員

海軍政務次官 男爵矢吹 省三君

海軍少將 寺島 健君

司法省刑事局長 泉二 新態君